

「土砂災害防止対策推進検討会」

規約

(名称)

第1条 本検討会は、「土砂災害防止対策推進検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、土砂災害防止対策について、これまでの国土交通省等の取組を分析・評価し現状を整理するとともに、さらなる強化が必要な取組を抽出の上、取組の強化に際して必要となる施策や制度についても提案を行うことを目的とする。

(検討内容)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- 一 社会資本整備審議会の答申に対する対応状況の評価および引き続き取り組むべき事項
- 二 近年の土砂災害事例を踏まえた警戒避難を推進するために実施すべき対策

(委員)

第4条 委員は、学識経験がある者から、水管理・国土保全局長が任命する。

- 2 委員の任期は、原則として委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

(座長)

第5条 座長は、委員の中から、水管理・国土保全局長が指名する。

- 2 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

(会議)

第6条 検討会は、公開とすることを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 検討会の資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。
- 3 検討会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第 7 条 検討会の事務局は、水管理・国土保全局砂防部砂防計画課に置く。

2 事務局は、検討会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

1 この規約は、令和 6 年 6 月 26 日から施行する。